

普通会計決算及び基金運用状況審査（令和6年度分）実施計画

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定に基づき審査に付される令和6年度の普通会計決算（以下「決算」という。）及び第241条第5項の規定に基づき審査に付される令和6年度の基金の運用状況（以下「基金運用状況」という。）について、以下のとおり審査を実施する。

1 審査の目的

(1) 決算審査

愛知県監査委員監査基準第2条第1項第4号に規定する「決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であり、予算の執行又は事業の経営が経済的、効率的かつ効果的に行われているか」について審査することを目的とする。

(2) 基金運用状況審査

愛知県監査委員監査基準第2条第1項第6号に規定する「基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか」について審査することを目的とする。

2 審査の対象

(1) 決算審査

ア 一般会計

イ 特別会計

公債管理特別会計

証紙特別会計

母子父子寡婦福祉資金特別会計

国民健康保険事業特別会計

中小企業設備導入資金特別会計

就農支援資金特別会計

沿岸漁業改善資金特別会計

県有林野特別会計

林業改善資金特別会計

港湾整備事業特別会計

県営住宅管理事業特別会計

(2) 基金運用状況審査

美術品等取得基金

3 審査日程

原則として、審査に付された日から8月までに実施する。

4 審査実施方法

(1) 決算審査

ア 事務局職員による審査

事務局職員は、知事から提出された決算書及び決算に関する付属書の内容を、決算審査調書に基づき聴取するなどの方法により審査する。

なお、審査は、定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして行うものとする。

イ 監査委員による審査

監査委員は、知事から提出された決算書及び決算に関する付属書の内容を、必要に応じて決算審査調書に基づき聴取するなどの方法により審査し、委員協議会において決算審査意見書を決定する。

なお、審査は、定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして行うものとする。

(2) 基金運用状況審査

ア 事務局職員による審査

事務局職員は、知事から提出された基金運用状況調書の内容を聴取するなどの方法により審査する。

なお、審査は、定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして行うものとする。

イ 監査委員による審査

監査委員は、知事から提出された基金運用状況調書の内容を、必要に応じて聴取するなどの方法により審査し、委員協議会において基金運用状況審査意見書を決定する。

なお、審査は、定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして行うものとする。

5 審査の主な着眼点

審査に当たっては、主として次の点に留意し実施する。

(1) 決算審査

ア 決算その他関係書類は、法令に適合し、かつ、正確であるか。

イ 財務に関する事務の執行は、法令に適合し、かつ、正確であるか。

ウ 財産の管理は、適正に行われているか。

エ 予算の執行は、議会の議決の趣旨に沿って行われているか。

オ 予算の執行又は事業の経営は、経済的、効率的かつ効果的に行われているか。

(2) 基金運用状況審査

ア 計数は正確であるか。

イ 財務に関する事務の執行は、法令に適合し、かつ、正確であるか。

ウ 基金の運用は、設置目的に沿って、確実かつ効率的に行われているか。

6 審査意見書の提出

決算及び基金運用状況の審査意見書は、審査終了後、速やかに知事へ提出する。

7 委任

その他審査の実施に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。